

# 東南アジア史学会会報 No. 16

昭和47年2月18日

## 第11回大会

昭和46年11月27日に第11回大会を慶應義塾大学で開催した。その時のプログラムは次の通りであった。(敬称略)

開会挨拶 ..... 松本信広

### 研究発表

乾隆安南遠征時の三江の戦について ..... 佐藤茂教

粵海関志考 ..... 野田彦四郎

都市の構成—インド・ムスリムの都市の場合— ..... 飯塚キヨ

東南アジアのブラーフミー系文字について ..... 仲田浩三

ディルク・ファン・ホーヘンドルプの書簡集について(2) ..... 田渕保雄

ツイン・ティン・タイ・ウンの新年代記について ..... 萩原弘明

コンバウン時代の租税調査とビルマ社会 ..... 大野徹

### 書評

Alexander Barton Woodside : *Vietnam and the Chinese model*,

..... グエン・カック・カム

### 総会

新会長挨拶 ..... 河部利夫

閉会挨拶 ..... 竹田龍児

懇親会

### <研究発表要旨>

乾隆安南遠征時の三江の戦について

佐藤茂教

乾隆53年10月におこなわれた安南遠征は、出港からわずか23日でハノイを收めている。

この安南遠征のことば「安南紀略」に詳述されており、鈴木中正先生が「乾隆安南遠征考」と題

され「東洋学報」(50巻)にすでに紹介されている。

「安南紀略」によれば、遠征軍の編成はけっして順調ではなかった。しかもハノイを収めたのは、鎮南関方面より進んだ孫士毅、許世亨の率いる8千弱の軍勢によってなされたにすぎない。遠征軍の快進撃は、遠征軍自体の強さから生まれたものなのか、あるいは西山軍の弱体からもたらされたものなのか、あるいは阮惠の敵を誘う作戦によって生じたものなのであろうか。最大の激戦があった市球江をはじめ、寿昌江、富良江の三江の戦いに焦点をあてて考えてみたい。

阮惠は遠征軍の出閑2ヶ月前に約1万の兵を率いて富春方面に退いている。「安南紀略」によれば、この時阮惠がハノイ防衛に残した兵力は8千であった。1万の兵を率いて撤退したのは、

- (1) トンキン地方がいまだ阮惠についていなかったこと (2) 遠征軍の力を過大評価したこと
- (3) 西山内部の事情などが考えられる。阮惠は8千の兵力をもって、遠征軍の力を打診し、かつ効果的に敵をたたくべく、ハノイ北方に寿昌江、市球江、富良江の三段構えの防禦陣をしかせた。しかし阮惠の陣頭指揮を欠いた西山軍は、全残留部隊を投入した市球江戦に張朝竜、李化竜らの背面からの奇襲攻撃にあい完敗し、ハノイはほとんど戦わずして陥ってしまった。遠征軍の快進撃を生ませたものは、阮惠のハノイ撤退に端を発しているが、遠征軍自体もまたこの快進撃によって過信が生じ、乾隆54年正月の敗戦を招いてしまう。「大南正編列伝初集」(阮惠伝)によれば、三江の敗戦を阮惠は次のように述べている。

「惠日 汝等罪 該萬死 姑念 北河初定 人心未附 汝等能全師 以避其鋒 内激士氣  
外驕敵情 亦是誘敵之計。」

三江戦に西山軍が敗れたことは、かえって西山軍の士気と団結を高め、逆に遠征軍の側に気のゆるみを生じさせる結果をもたらした。翌年正月の遠征軍の敗走の芽はこの三江の戦いの中にめばえていたといえよう。

### 粵海閥志考

野田彦四郎

「粵海閥志」は清の梁廷樞によって著わされた粵海閥にまつわる諸史料を集成した史書であって、従来これを資料とする史論は梁嘉彬氏の広東十三洋行考をはじめとして、その数少なししない。しかもこの書と真向から取り組み、これについて総合的研究を試みた史論は殆んど見られない。ここに具ざに本書を検討するとき、そこには次に掲げるような諸点において問題を蔽していることを明記せねばならぬと思う。

第一、本書に掲げる関税については当時の海關における税收入の実態について、正確、妥当に記述されていない。

### 1. 税則についての論述の不正確

廣東貿易時代の輸出入品についての税則は本書の乾隆十八年の税則に示されているが、当時の実態としては、輸入税、輸出税の外、税吏、行商によって手数料や付加税などが課せられ、例えば茶の付加税の如きは、一時正税の44倍以上が課せられるなど、Morse : The Chronicles of the East India Company trade to China や、Hunter : Fanque at Canton. などにより明示されている。これらにより本書は確実に当時の関税の姿を記述しているとは言い難いのである。

### 2. 税則表示の銀の平色について一貫性、統一性が見られない。

このことは本書卷十一に「凡外国夷船到、(下略)」ならびに卷十の「各国征鈔、耗・折・成色、平瑪及征存撥解」以下の文中に銀両の品質について、紋銀九折九八平、九三色九八平、九成九二色などと種々に表示されている点に見られる。

第二、銀両の価値とその評価の基準において首尾一貫したところがない。

Chroniclesによれば1798年以前におけるMexico dollars、およびPillar dollars、そして1799年以後のHead dollars、さらに1801年以降のChopped dollarsなどの相互の銀両における、成分、品質、重量の査定などについて、基準銀両についてする、平色、秤量の換算の点において、これらdollarsを貫ぬく基準性に欠けている。このため本書の乾隆より道光に亘る税収の詳しいDataはその根本的要因においてすでに動搖している。よってわたくしはこの間の清朝財政経済の隆替を考察するために、人口動態および国庫存倉米穀、来船数などの総合表を作成してみたのである。

第三、諸外国との国際関係についての対象国名および交渉の実態についての記述の不正確。

第四、英支通商史上における英國側よりの要請事項などの記述の不備。

第五、以上を通じ本書は資料網羅主義に陥り、透徹した史論、史観の冴えが見られない。

以上について約言すれば粵海関志こそは中国古來の思想の後進性とそれに大きな影響を及ぼした歐米列強の植民地政策との交錯により、ここに将来された史書であると評することができるであろう。

## 都市の構成— インド・ムスリムの場合 —

飯塚キヨ

I 都市は複雑で多様なものとみられている。その概念も多義で曖昧である。それは都市を形成し発展させてきた多種多様な社会集団の複雑な動きと変化があるからである。その実体を把握することは簡単ではない。私は構造分析の立場から都市の実体を解明したいと思う。

都市とはさまざまな社会集団が一つの地域に結びつけられた高度に特殊化された集合現象であり、こうした社会集団が生活の要求に応じて一定の地域につくりあげた文化環境である。多くの集団が一つの地域に集合し定着する関心事とか、集合力とか、集り方によって都市の形態が決定する。定着した多様な集団は相互作用とか、外部的作用とかによって特定の構造が現われ、そこに都市特有の形体が形成される。従って都市の構造は都市を構成する社会集団の敷地とか、共同の生活の場とか、建築物などの連関関係、つまり施設の配置関係によって形成された都市の形体である。それゆえ構造分析の手法としてまず第一に都市を構成する各組成部分の機能的分析。第二にそれらの相互関係的な全体としての骨組みの解明。第三に集り方と集合力の問題の解明。第四に構造的特性の把握。集り方の問題は社会集団の組織と体制の局面から追求することが可能であろう。構造的特性の問題は都市構造の骨組みを形成する施設を伝統的要素、移植的要素、新生的要素といった次元から分析して、その特徴を考究する。研究対象領域としてインド・ムスリムが形成した都市を選んだのは、この集団が当初から都市社会集団として、支配者として都市を形成したこと、現代インドの都市のゼロ・ポイントとして位置づけできること、ヒンドゥー文化とイスラーム文化の長期にわたる接触面であること、インド亜大陸には異質文化の度重なる激突がみられ、文化の複合制と都市変化のプロセスの問題を追求するのに適当な地域と考えられるからである。研究対象都市は資料が得られたものに限定されている。現地における調査は 1962~65 年に行なったものである。

### II 構 成 (以下項目のみ)

1. 集合力と集り方。（都市社会集団の形成のされ方、仕方にについて考察し、都市形成の特質を明らかにする。）
2. 構造分析（都市施設の機能的分析、配置関係、町割などの分析を通じて都市構造の骨組みを把握する。）
3. 構造的特性（類型の局面から追求し都市の特性を明らかにする。）

### III 都市変化の方向

以上は都市の実態を追求し把握しようとする史的研究であるが、一つの学問、即ち都市史の論証に必要なものであり、研究の意義があるものと考える。

### 東南アジアのプラーフミー系文字について

仲田 浩三

扶南・林邑・真臘時代の刻文に使用されたプラーフミー( Brâhmî ) 系文字は、1963年のDaniの年代的区分に対して、4期に区分したい。特に、真臘時代に属する第3期(6世紀後半初め~629年)と第4期(639年~803年)の刻文には字形上の変化が著しく、第4期の諸特徴の中で、新字形cerebral NAに注目したい。このcerebral NAの字形に対して、島嶼部のそれは639年より少く古いと推定される中部ジャワ北部出土の紀年を欠くTuk Mas石刻文にも同一字形で見出される。この刻文の年代については諸説があり、例えばH.Kernはca.500年に比定した。

前者の刻文はsubscript Nを古字形、すなわち所謂第3期の字形、を規則的に使用し、これに対して、後者は第1期~第4期と島嶼部の文字の字形に認められる同字形重疊の規則を保存し、従って後者は年代的に前者より古く、このことは上記の新字形が島嶼部、恐らくジャワ、から638年に真臘へ伝えられたと考えられる。この見解は、liquid RAと数字の字形が後世に島嶼部のジャワから真臘へ伝えられることによっても可能であろう。

また、島嶼部出土の初期( Chrîvijaya 時代の Kedukan Bukit 石柱刻文 - 682 年以前 ) の刻文の中、中部ジャワ北部の今の Pekalongan 地方出土の Sodjomer to 石柱刻文は、年代的に 639 年より少し古いと考えられる。この点について Buchari は 7 世紀初めに比定した。この刻文の字形は新字形の liquid RA, medial U ( ジャワ語の suku ) その他の点で、 Chrîvijaya 時代の上記の Kedukan Bukit, Talang Tuwa ( 684 年 ) と訶陵時代の中部ジャワ出土の Hampran 石柱刻文 ( 650 年 ) のそれらと同一字形を示す。後世の「嶺外代答」の

「闍婆國又蒲家龍。」

の蒲家龍は「島夷雜誌」の

「大闍婆國名重迦廬。離蒲家龍。風帆八日乃至。」

とある海港としての蒲家龍に由来するという意味に解することができる。従って、 Sodjomer to

刻文は訶陵の初期に今の Pekalongan 地方で作られ、恐らく当時、訶陵の重要な海港であったのではないかと推定される。この推定が許されるとすれば、通説化している Kalingga と岩本裕教授の Çailendra, Damais の Walaiq を訶陵の原音とする説には従い難く、訶陵 (Xa-liəŋ) の原音は蒲家龍 (piu-ka-ljup = pakalogan / pəlalogan) の古音の \*Kalop (<lɔp<lwaŋ) と推定したい。

そして、1950年に De Casparis は 8・9世紀の中部ジャワでは Sañjaya と Çailendra 両家が併存し、前者がその北部、後者がその南部を支配地域としていたという推論を発表したが、その場合彼は 732 年以前の訶陵 (640 年～818 年) については全く言及していない。Çrivijaya 時代のパンカ島出土の Kota Kapur (686 年)・訶陵時代の中部ジャワ南部出土の Sañjaya (732 年) の両石柱刻文の字形には所謂第4期のそれとの類似点が多く、従って Sañjaya 家は 732 年に中部ジャワ以外の地域から中部ジャワ南部へ移動したのではないかと思われる。Sodjomerto 刻文には Selendra (Çailendra) と彼の両親・妻の名を列挙しており、640 年から 732 年まではこの Selendra 家が中部ジャワ北部の、恐らく今の Dieng (O.J. Di Hyang) を中心とする地区を支配し、中国人はその海港の Kalop を訶陵と音写し、国名として使用したと推定したい。(文中の紀年はすべて西暦紀元で示した。)

#### D・V・ホーヘンドルプの書簡集について (2)

田渕 保雄

オランダ東インド会社没落の過程はホーヘンドルプの諸論考とそれらに対する会社首脳者たちの反論をたどることによって記述することができる。従来先人達によってこの問題が論じられてきた。特に大塚氏の『株式会社起源論』は有名である。しかし彼はイギリスの先進性を記述の前提としてそこから歴史を逆算しているためにその正しい姿をつたええない弱点をもっている。吾々には先入観的史論は不要であろう。「没落」という言葉はあやしくも美しい厳肅な歴史用語である。

彼が弟カーレルにあてて書簡を書いた主たる動機はジャワで財産を作るための資金の依頼と、財産を作るに相応しい地位をえるためにオランニエ家の推せん状をえることであった。彼は都市貴族の出身者であり彼の家はオランニエ家と縁づきである。書簡には彼が時に感じたことや体験が書かれているので吾々は彼の思想の形成過程をあとづけることができる。彼を行動に駆り立てるものは勿論啓蒙思潮とフランス革命及びイギリスのベンガルにおける地税方式を中心

とした新植民政策であった。しかし個人的動機としては案外に私怨、私闘、営利活動の失敗による痛手といった類のものが深層心理的な要素を占めている。書簡は何といっても第一級の史料である。彼は妥協を欲しない活力とカリスマを同時にもっていた人物である。彼は幻聴と白昼夢に自己を沈没させる資質をもっていた。彼の家系には詩人の素質がみとめられる。

ベンガルから帰って以後の書簡で重要なものだけを以下に略記する。

1. 1789年7月 スマラン、ジョクジャ旅行、この時ジャワの歴史と言語に深い関心を示す。年表作成に努力。
2. 91年4月 スマラン、会社領長官の地位をえるための推せん状の依頼、総督アルチングの娘との恋愛とその破綻の経緯、ジャワの封建制とそれを温存する会社の政治方針に対する批判、(この年始めての会社批判の論文『簡単なバタビヤ領土の現状批判』を書いている。)
3. 92年10月1日 ジャバラ 「会社とは何か。それは株式組織である。国家の福祉に無関心な金利生活者やユダヤ人たちのものである。彼らは吾々を暖炉の傍で嘲笑している。私は私の管轄下にある一万家族の生活に責任がある」
4. 92年10月8日 ジャバラ 「会社の存在と機構そのものの中に崩壊の要素が含まれている。商人達の組織が権力でありえようか。会社は国家主権から委託されたものにすぎない。製材工場の経営 致富を妨害する役職税に対する 批難
5. 92年12月 ジャバラ 行政改革案の作成に努力、土地問題とジャワ人による国民軍編成計画、「勇気の源泉が何であるかをジャワ兵士に教えるべきである。」
6. 93年3月 スマラン 農業は富の源泉、会社領における行政改革は計り知れない富をもたらす。会社首脳者達の描写、特に後年彼の最大の敵対者となるネーダーブルフへの批判
7. 94年10月 スラバヤ 「イギリス人がベンガルで成功したように吾々も氷を破ろう。ジャワ農民に土地私有権を与えよう。強制出荷制と人身隸属の廃止、生産物による地税の実施……人々は私を夢遊病者と考えている。」「バタビヤでは人々は私を失脚させようとしんでいる。事態は私に休息をあたえない。」(この頃から彼はノイローゼ的反応を示すようになると考えられる。)
8. 94年12月 スラバヤ 土地台帳を作成、「土地測量をしない経済政策は考えられない。」
9. 96年5月 スラバヤ 対英戦争におびえる首脳部の姿 「私は敵の上陸を阻止する自信がある。」首脳部の人々を国事犯として批難、『オランダ国民に告ぐ』を本国の国会に送る。

10. 97年1月 バタビヤ共和国及び新憲法に対する忠誠宣言 オランニエ家のイギリス亡命を批難 モルッカ群島失陥に関し首脳層を弾劾する文書を公表 「雨のよう降りきたる私への批難」(この後逮捕投獄される。97年3月で書簡は終る。)

### 「ツイン・ティン・タイ・ウンの新年代記について」

荻原 弘明

ツイン・ティン・タイ・ウン(1726~92, or 98, or 1806?)はアラウンバヤー朝のボドーバヤー王(1782~1819)に仕え、文献についての素養も深く、また寺領正当性調査のため集められた碑文の管理の任に当った関係上、彼が勅命によって編纂した新年代記は、文献はいうに及ばず碑文を十分に用いて、これまでの年代記の記述を批判した。

「ボドーバヤー王の命によって編纂されたにも拘らず、その批判が余りにも峻烈だったので、不穏として欽定年代記として認められず、その後1829年に編纂が始められた欽定年代記マンナン・ヤーザウインは、その記述に反論を加えまたは無視した」というのが、新年代記についてのこれまでの通説といってよいであろう。

しかしながらマンナン・ヤーザウインを検すると、新年代記の書名をあげてその記述に反論している箇所が目につくので、一見通説のようであるが、実はその書名をあげずにそのままその記述を本文に取入れたり、あるいはその批判をそっくり恰もマンナン・ヤーザウインの編纂者達のそれとして述べている箇所が多いのである。マンナン・ヤーザウインが新年代記を「無視した」というのは、表面的なことである。

上述のような通説が生じた由来の一つは、G. H. LuceとU Pe Maung Tinがマンナン・ヤーザウインのパガン朝の部分を英訳した際に、マンナン・ヤーザウインが新年代記の書名をあげて反論している箇所のみに注目したためであろう。

また新年代記についてこれまで見落されていた点は、その用語である。モン人に対してモンという語を使用し、タラインという語を使用しているのは、ただ一ヵ所「タライン王ヤーザダリ」とあるのみである。モンとはモン人の自称であり、タラインとは、ビルマ人のモン人に対する蔑称である。少くとも私の見た限りのビルマ語文献においては、モン人に対してはタラインという蔑称が使用されている。ボドーバヤー王の信任を得た彼が、その命によって編纂した年代記において、何故タラインという蔑称を排しモンという称呼を採用したのか。これは、彼がビルマ年代記編纂史上において、最初に事実確証に碑文を使用した学者であるという従来の評価以外に、彼

の歴史観を再評価する手掛りを提供するのではないか。またこの点が新年代記を当時の学者達が排し、所謂「無視した」理由の一つではなかろうか。その批判が峻烈であったということのみではないのではないか。

### コンバウン時代の租税調査とビルマ社会

大野 徹

西暦1752年に樹立され1885年に滅亡したコンバウン王朝では、創始者のアラウンバヤーを除く歴代の国王が、財源を明らかにするため租税の種類と額とを全国諸町村の首長達に調査させた。その記録調書をビルマ語で『シッタン』とよぶ。現存するシッタンには西暦1764, 65, 83, 84, 1802の5年のものが圧倒的に多い。しかしそれ以外の年に記録されたシッタンも、わずかではあるが残っている。

シッタンは、(1)調査年月日、(2)調査回答者、(3)調査地の歴史、(4)領域と土地の種類、(5)領内の村落数、戸数、人口、(6)租税の種類と額といった内容から成っている。調査年月日の内、ビルマ名で表示されている月(陰暦)は1月から12月まで、日は白分、黒分ともに1日から15日まで、全体的に現われる。従って調査期間は特別に設定されていなかったと言える。調査回答者は調査対象地区の支配者で、普通は『トゥーチー』とよばれる地方行政の首長が多い。ただし、首長名は行政区画の規模や住民の身分階層の違い等によって異なる。首長は、上ビルマでは世襲制、下ビルマでは任命制が多かった。調査地の歴史は、町、村の起源、沿革から住民の由来にいたるまで記述の内容も変化に富んでいる。領域は首長の統治権が及ぶ範囲を表示したもので、方角として四方(東南西北)および八方(四方とその中間方向)毎に、(1)距離、(2)日数、(3)隣接地名等のいずれかを使って表わされている。土地の種類は土地の所有形態の違いを明示したもので、(1)王領地、(2)扶持地、(3)寺領地、(4)私有地の四種があった。王領地は、国王の私有地でラマイン(世襲の農奴)によって耕作される。扶持地は国王が臣下に下賜した土地であるが、従臣達は租税を納付して耕作した。寺領地は仏塔、僧院所有の土地で、専らバヤジュン(仏塔奴隸)によって耕作された。寺領地は全て免税地である。私有地は売買、担保入質が可能であった。租税の種類には(1)農業税、(2)漁業税、(3)林業税、(4)鉱業税、(5)壳買税、(6)人頭税等があるが、課税基準や税額は地域によって一定していない。税率は原則として生産高の十分の一で、納付は物納、場合によっては銀、銅等の金属によった。

ビルマ社会の住民は、当時、(1)アフ・ダン(武士、官僚層)、(2)アティー(自由民、農業専従)、

(3) バヤジュン(仏塔奴隸)という三種の身分に分れていた。村(ユワー)の規模は通常人家が十数戸から数十戸、町(ミョウ)は百数十戸から数百戸、時には千数百戸まで、人口は村の場合數十人から二百数十人まで、町の場合は数百人から千数百人に及ぶ。当時の村落社会には、(1)一家族の平均人数が3.5人前後と少ない。(2)女子人口の割合が47~48%と相対的に少ない。(3)村落人口中に占める子供の比率が15~25%と低い。(4)結婚年令が16, 17, 18歳と低い。(5)年令別構成がピラミッド型を示さないといった特徴がある。その原因が従軍、賦役といった男子青壯年層の徵用によるものかどうか、残念ながら調書内容からだけでは明らかでない。

Alexander Barton Woodside : *Vietnam and the Chinese model*

*A Comparative study of Vietnamese and Chinese government in the first half of the nineteenth century* (Harvard University Press, Cambridge, Massachusetts, 1971, 358 p.)

ジョン・ガク・カム

本書は、Harvard 大学の東亜研究所で東亜に就いて第52号モノグラフに出版された。このモノグラフは、中国の清朝文化の影響が、19世紀前半に於て越南の政治、文学、教育、社会が何処までどの様に受けたか、358頁に亘って書かれている。著者は Alexander Barton Woodside 氏 Harvard 大学史学科教授、同時に同大学の東亜研究所の研究員である。この本は実に多くの有益な価値がある。中国と越南の歴史、法典、古典文学、平民文学等を利用し、又越南に關して越南語、漢語、日本語、各西洋語の多くの研究書を参考にした。日本で研究された材料を参考にしたのは Woodside 氏がはじめてであり、その前に少数の西洋の学者が研究したが参考不充分で氏がその欠陥の埋め合せをしている。実際には、日本の学者は以前から、越南に就て多くの価値的研究の実績を挙げていたが、最近までに数多くの理由でその実績は他国に広く知られてはいなかった。それに就て山本達郎先生も 1947 年 31 卷の 3 号の東洋学報に、その様に述べて居られる。西洋の学者と違って Woodside 氏は、日本の研究者のかなり多くの参考材料を利用して居られる。Woodside 氏の書物には多くの長所があるが、若干の点に私は同意しかねる所がある。(-) 閩鶏の風俗に就て、(p. 28) 越南農村に於ける文化的底流を研究し乍ら、氏は閩鶏を東南アジアの民俗と思った。然し閩鶏は大昔から中国にあって唐朝に最も栄えた。周朝よりも、「左伝」、昭公 25 年にも既に、季郈之鶏閩の話を語ったが、唐朝末頃に、閩鶏は全く盛になっていた。唐高宗、唐中宗、唐睿宗も閩鶏を好んだ。唐睿宗の子唐玄宗は、最も多く好んでいた。「新唐書五行志」は次の様に述べる。「…玄宗好閩鶏，貴臣外戚皆尚之，議者以為鶏

酉属，帝王之歲也，闕者，兵象，近鶴禍也。」唐玄宗朝の後も唐代宗，唐穆宗，唐文宗，唐僖宗，共に闕鶴を好んだ。唐朝の王も闕鶴を好んでいたので、闕鶴が上手な人々に人望を寄せた。例えば、陳鴻祖の「東城父老伝」に賈昌と云う男の子を神鶴童と名付けていた。又その時賈昌に就いて当時諺に生児不用識文学闕鶴走馬勝読書とあった。それ故に闕鶴は東南アジアの民俗ではなく中国の古い風俗である。(二)香火と云う慣例に就いて(p.43)氏によれば、香火の慣例は中国の社会より、越南社会にもっと大切であり、香火は祖先を崇拜する為田地或は所得を払わすのに、やがては越南人に依って使われている唯一の用語になった。又は氏に依ると香火と云う言葉は朝廷の後援であった仏教の寺や、勲功のあった官吏、將軍の祭祀をする為田地を意味する。中国の唐朝の法典と越南黎朝，阮朝の法典を比べると、果して香火の慣例は中国社会より越南社会に大切なものである。黎朝刑律も洪徳善政書も皇越律例も香火の慣例を重く留意したが、別に皇越律例に就いては、香火と云う言葉は、Thiệu-trị(紹治王)の勅令の一つにのみ使われていた。その外に見た言葉は、Tự sản(祀産)である。实际上から云えば、祀産と云う言葉は、その祀産を成立させる事情や、その種類の性格、目的により Lộc đìền(祿田) Xuân thủ(春首) Ky đìền(忌田)，輪番等色々名称がある。又は、香火とその変体は祀田と区別せねばならない。最後に、香火と他のTự sản(祀産)は所謂 Tồ phan(祖墦)，Phàn đìa(墦地)，又は Phàn viên(墦園)，Thổ mộ(土墓)と混同してはいけない。祖墦は祀産と違って埋葬地である。(三)本書に於ける若干の地名の年代と符合する様に使われなかった。(p.2, p.142) Tây sơn(西山)の反乱に就いて氏は、Bình Định(平定)で起ったと思ったが、実は Qui nhòn(帰仁)で起った。1799年にNguyễn Ánh(阮映)は、Qui nhònを占領し終ってから、Qui nhònは、名を改めて Bình Địnhと称した。Bắc Thành(北城)に属する 11 Trấn(鎮)に就いては、氏は Quảng Yên(廣安)と云う地名を使った。然し Gia Long(嘉隆)帝の治世には Quảng yên は An quảng(安廣)と呼ばれていた。四 Minh mện(明命)帝の Huân dụ thập điều(訓諭十条)を述べ乍ら、(pp. 189-190)氏は Minh mện が明の太祖(1368-1398)清の康熙帝(1662-1722)の前例に従ったと記している。たしかに康熙帝は1670年に聖諭を編纂させているが、Minh mện は、雍正帝の聖諭廣訓(1724年)を模倣したものと思う。私の憶説は、次の論証に基づく。(イ) Minh mện 帝は1832年に雍正帝の軍機處を模倣し、Cố mật Viện(機密院)を成立させた。(ロ)雍正帝と同しく、明命帝は、キリスト教に反対し、1834年から1838年までキリスト教信者を最も激しく迫害した。(ハ)所が訓諭十条も1834年に公布された。Cố mật Viện も 1834年に始めて

活動を開始した。(=)最後に明命帝の訓諭十条の第七条は、雍正帝の聖諭広訓の第七条と目的が同じであった。但 minh Húóng ( 明香, 明郷 ) の名称に就いては、本書の用語解説の所で次の様に簡略して述べている。minh Húóng は 1827 年以前には明香と書かれ、1827 年後には明郷と書かれる。 ( p. 340 ) この問題は藤原利一郎先生が東方学会の (Acta Asiatica Vol. 18, Tokyo, 1970.) に仔細に述べられている様に、色々新しい発見の御研究をなされている。残念乍ら Woodside 氏はその学究的論文を未だ参考にされて居られなかった。正しく申せば氏はそれを参考する所まで間に合わなかったものと思う。… ( 藤原利一郎先生の論文が出た頃は、Woodside 氏の本が印刷中であったものと思う。 ) 結論…私は今 Vietnam and the Chinese model について、Woodside 氏と同意見ではない個所を若干述べた。それ等は色々な長所と比べたら、極く少数である。尚 Woodside 氏の研究問題は複雑でとらえがたいものである。この様な問題を満足に解決する必要条件は、越南文化の固有性質を看破して、よく区別する事である。何故ならばそうする事に依って 19 世紀の越南に於ける中国文化の影響の低度を計る事が出来るであろう。然し、越南文化の固有性質を看破する事は、越南人にとっても易しい事ではない。この間越南人が書いた越南の伝統に関する研究書に就いて、論評し乍ら、松本信広先生は次の様に結論なされた。「ベトナム人の文化のどこまでが中国的であり、固有のものがどの程度残っているかは今後是非解明して頂き度い所である。」 ( 昭和 46 年 3 月 16 日「エコノミスト」掲載。 ) 私は越南人として、松本先生の御意見に賛成する。

### 委 員 会 報 告

12 月 18 日に旧委員と新委員の引継ぎを行った。その際河部会長から指名された委員の分担および所管地区名は下記の通りであった。 ( 50 音順 敬称略 )

会 長	河 部 利 夫
機関誌編集	市 川 健二郎 白 鳥 芳 郎 高 橋 保 永 積 昭 山 本 達 郎
会 報	仲 田 告 二
会 計	中 鳩 幹 起
庶 務	間 孝 谷 栄
涉 外	永 積 昭

地 区	東北 藤 沢 義 美	中国 伊 東 隆 夫
	関東 竹 田 龍 児	九州 萩 原 弘 明
関西	石 井 米 雄	
	中 村 孝 志	

## 東 南 ア ジ ア 史 学 会 の 方 向

### — 新 会 長 あ い さ つ —

河 部 利 夫

今日、東南アジアはますます流動する複雑な国際環境の中で、主体的な発展を必死にもとめています。1969年、ニクソン大統領のグアム・ドクトリン、ソ連の集団安全保障構想、文革後の中国の造反外交の修正、いわゆる三極構造の中に東南アジアの国づくりの課題は位置づけられています。しかも、最近ではその課題をまずもって自主自助の精神によって果すことを国際社会から強く期待されているのが注目されます。

ところで、東南アジアにあって自助のバネになるものはいったい何でしょうか。あえていうならば、それは民族の過去に形成された固有の文化そのもので、それ以外にたよるものは何もありません。スカルノはかつてこういいました。「我々は、我々が未開発だと自分自身をのべるには異議がある。もののいい方を的確にすべきだ。我々の国が経済的に未開発である、あるいは技術的におくれている、というのには同意もしよう。しかし、精神的、知的、文化的に未開発である、というのには、私は断固として同意しない」。

私たちの東南アジア研究はまず、そうした固有なもののが発掘解明に協力し、より幸福な未来へ向かうことのできる原点である自信をつかむのに協力すべきでしょう。そのためには、学会誌創刊の辞の中で松本前会長がのべられているように、なによりも「住民のつくりだした文化なり社会なりに十分あたたかい理解を持ち、その立場に立って共に歴史を作りゆく心構えが大切である」ことを銘記すべきでしょう。

しかし、いっぽうでは民族の過去の固有なものは固有を自覚すればするほど狭い視点に凝縮し、分裂と対立の緊張をひきおこす東南アジアを現出することも否定できません。そのためややもすれば、東南アジアの歴史研究が民族主義の熱気にくもらされがちになります。そこに、山本初代会長の指摘される如く、「生(なま)の要求」と科学的処理とのバランス、「問題をとらえる視角」への細心な態度に思いをいたすことが重要となってきます。（会誌創刊号記載、『東南ア

ジア史研究の課題』)。

かくしてこそ、われわれの東南アジア史研究が「日本にも東南アジアにも、その他の国々にも、少しでも広く受け入れられるように」(前記『東南アジア史研究の課題』)なるであります。そして、その成果を正に松本先生の強調されておるよう、「わが国内だけのものとせず、出来るだけ現地の人々の間に芽生えた研究と協力し、之を育て相共に新しい文化建設」(前記、創刊の辞)に寄与することができる方向で努力すべきであります。

さて私は、山本、松本両先生の創設と発展の御努力の後をうけて、このたび皆さまより会長に指名されました。私の心は大へんな任務をおひきうけしたという重責感でいっぱいあります。しかし、いっぽうでは過去30年間10数回にのぼる東南アジア出向の際にあり、話しあった現地のいろいろな人々の顔がまぶたに浮び、何とかいっしょにけんめいやってみて、少しでも自助への協力でもできたらという気持も強くわいています。

そこで、どうぞ会員のみなさまの御協力のもとに学会をさらに成長発展させ、日本の東南アジア理解の一助ともなるよう東南アジア史研究の開拓がいっそう進みますことをひたすらお願ひするのみであります。

### 会計係からのお願い

皆様のお手もとにおとどけする会報を、なるべく頻繁に発行しようと思っておりますが、当学会の持病である財政難のため、御迷惑をおかけしております。つきましては今年度およびそれ以前の会費未納の方は、1日も早く当学会の事務局宛て、振替または銀行振込により御送金下さい。  
《新事務局：北区西ヶ原4-51 東京外大 アジア・アフリカ言語文化研究所》

1. 振替の場合、折込の用紙使用。東南アジア史学会 東京59721

2. 銀行振込の場合 富士銀行駒込支店普通預金(河部利夫) 口座番号 234-507774

### 編集後記

大会の時に発表いただいた方々は年末年始の多忙中にも拘らず、編集者の依頼を容れていただき、協力下さいました。誠に有難うございました。今年度は会報を3回もしくは4回刊行する予定でございます。次の大会の在り方および会誌と会報の編集について積極的御意見を知らせていただければ好都合でございます。

(仲田浩三)

〔緊急報告〕

「東南アジア史辞典」の編集と刊行

2月5日、神田の学士会館において緊急委員会を開き、「東南アジア史辞典」を東南アジア史学会において編集し、株式会社東京堂出版より刊行することの承認をえました。

意図するところは、まだ新しい研究分野としての東南アジア史に関する諸事項についての正確なる合意的認識と世界史教育の部面における東南アジア史理解の啓蒙を中心としています。またあわせて、学会の財政的基盤形成の一助ともなれば幸であります。

編集方針として、前記の出版社は十分に学問的で、表面的な事象にとらわれず、東南アジアの固有な社会なり文化なりへの理解を助長するものであることを希望しております。そして、解説には写真、地図、図表などを多く利用し、具体的視覚的な点に配慮するなど、われわれとしても、積極的に合意するところが多大であります。

本の体裁その他についても一応の話合いはありますが、ともあれまず「編集委員会」を組成して、項目の選定とランキングをかわきりに、編集作業に入ることになります。執筆はなるべく多くの方々におねがいすることになりますので、今後会員の皆さまの御協力を切に希望する次第であります。（河部利夫）